

セット貸出以外の資料を借りたい時は、こちらを御利用ください

特別貸出しの御案内

1校につき合計50冊まで、1か月間借りられます

調べ学習や教材研究等のために県立図書館の資料を利用したい場合は、学校単位で利用者登録をして借りることができます。

- 【貸出しができる資料】 帯出区分が「帯出可」となっている資料
ただし、以下の資料は除きます。
- ・視聴覚資料（DVD、CD等）
 - ・逐次刊行物（新聞、雑誌等）
 - ・その他、県立図書館長が貸出不可と判断した資料

手続方法

教職員が県立図書館に来館できる場合

- ①閲覧室で借りる資料を選んでください。
（資料が見つけれないときはカウンターの職員が御案内します。）
 - ②カウンターで教職員であることを証明するもの（保険証等）を提示してください。
 - ③「特別貸出申請書（学校貸出用）」に記入し提出してください。
 - ④カウンターで貸出処理をし、資料をお渡しします。
 - ⑤返却の際は、カウンターに直接お持ちください。
- ※延長希望の際はカウンターへ資料を持参の上、延長処理を受けてください

教職員が県立図書館に来館できない場合

- ①「特別貸出申請書（学校貸出用）」に必要事項記を記入しFAXでお申し込みください。
- ※借りたい資料が決まっている場合
県立図書館HPで所蔵の有無を確認して申請書に記入してください。
- ※分野を指定してまとめて借りたい場合
「〇〇に関する資料を〇冊」等、具体的に申請書に記入してください。当館で資料を選定します。時間に余裕をもってお申し込みください。- ② 資料は佐川急便（元払い）でお送りします。
- ③返却の際は、同封する佐川急便の着払伝票でお送りください。

※延長希望の際は電話で御連絡ください

在庫状況により、希望の資料が少ない場合や準備に時間がかかる場合があります。
あらかじめ御了承ください。

申込み・問合せ先 秋田県立図書館 企画・広報チーム

TEL 018-866-8400 FAX 018-866-6200